

施設等利用費 給付申請書 兼 請求書

申請等日

年 月 日

給付

藤沢市長

【幼稚園の預かり保育事業用】

收受印

【申請・請求にあたっての同意事項】

- 給付申請の審査にあたり、住民基本台帳等の藤沢市が保管する情報により、次の事項を確認します。
 - 申請者(認定保護者)と認定子どもが、藤沢市内に居住していること
 - 申請者(認定保護者)及びその世帯の課税状況
- 給付申請の審査にあたり、藤沢市が対象施設に対し、次の事項を確認する場合があります。
 - 認定子どもが、対象施設を実際に利用(在籍)していること、又は利用(在籍)していたこと
 - 認定子どもに係る利用料の支払い状況

以上のことに同意し、子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、次のとおり申請・請求します。

| | | | | | | |
|--------------------------|---|------|-----|----------|---|---------------|
| フリガナ 申請者氏名 (認定保護者) | (署名) | 生年月日 | 年 | 月 | 日 | 認定子ども との続柄 |
| 現住所 | 〒 | | 連絡先 | 自宅 携帯 | | |
| 今回申請する利用月間内の住所 | <input type="checkbox"/> 現住所のとおり <input type="checkbox"/> 期間中に転出 (転出前の住所: 藤沢市) | | | | | |

1 認定子ども(施設等利用給付対象児童)の状況

| | | | | | |
|---------------|------------|-------------------|-------------------|---|-------|
| フリガナ 氏名 | 認定番号 | 生年月日 | 年 | 月 | 日 |
| 利用(在籍) 幼稚園 | 幼稚園 | 入園日 ^{※1} | 年 | 月 | (日) |
| 所在地 ※市外の場合 | 都・道 府・県 | 市・区 町・村 | 退園日 ^{※2} | 年 | 月 (日) |

※1 月途中で入園した場合(月途中に入園式があった場合は除く)は、必ず()内の日にちまでご記入ください。

※2 今年度中に退園する、又は退園した(卒園を除く)場合は、退園日を記入してください。

2 振込先(どちらか選択)

振込先口座を指定する(口座情報を記入)

申請者と口座名義が異なる場合は、次の口座名義人に施設等利用費の受領を委任します。

| | | | | | |
|-----------------------|---------|-------------|--------|----------|--|
| 金融機関名 | 金融機関コード | 本・支店名 ※3 | 店番号 | 預金 種目 | <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> その他 |
| 口座番号 (左詰め7桁 ※3) | 口座名義 | | (フリガナ) | | |

※3 ゆうちょ銀行については、銀行HPで記号番号から振込用の店番号・口座番号等を確認して記入してください。

マイナポータルに登録済の、申請者の公金受取口座を利用する^{※4} (利用する場合は口座情報の記入は不要です。)

※4 申請者以外の公金受取口座を利用することはできません。申請者以外の名義の口座を振込先に指定したい場合は、口座情報を記入してください。

3 施設等利用費の申請・請求金額(内訳)

・「利用年月」欄に、今回申請する利用年月をご自身で記入してください。

(申請期限: 利用年月から2年後の同月末まで^{※8}) ・施設から発行された領収書及び提供証明書(ファミサポの場合は活動報告書)を添付してください。

| 利用年月 | 利用(在籍)幼稚園の預かり保育事業 | | | | 認可外保育施設 等の支払金額 ⑧ | 申請・請求金額 ^{※7} | 市使用欄 (給付対象月日) / ~ / <input type="checkbox"/> 上限額まで給付済 <input type="checkbox"/> 一部給付済(円済) <input type="checkbox"/> 給付額の修正なし <input type="checkbox"/> 円 <input type="checkbox"/> 上限額まで給付済 <input type="checkbox"/> 一部給付済(円済) <input type="checkbox"/> 給付額の修正なし <input type="checkbox"/> 円 |
|---------------------------|-------------------|------------------------|------------------------|---------------------|------------------------|-----------------------|---|
| | 支払金額 ① | 利用 日数 ^{※5} | 給付上限額 ② (利用日数×450円) | 給付額 ③ ^{※6} | | | |
| __年__月 | 円 | 日 | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| __年__月 | 円 | 日 | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| __年__月 | 円 | 日 | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| __年__月 | 円 | 日 | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| __年__月 | 円 | 日 | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| __年__月 | 円 | 日 | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| 申請・請求金額 合計 (令和 年 月分 ~ 月分) | | | | | | 円 | (決定額 計) 円 |

※5 利用日数は、施設等利用給付認定2号又は3号認定を受けた日以降の預かり保育の利用日数を記入してください。

※6 給付額③は、支払金額①と給付上限額②を比較して小さい方の金額を記入してください。

※7 ③+⑧の金額と月額上限額(2号認定は11,300円、3号認定は16,300円)を比較して小さい方の金額を記入してください。

※8 申請が可能な期間は、対象施設の利用から2年間(利用した月の2年後の各月末)です。

| |
|-----------------------------|
| 市使用欄 (給付月) 月 ~ 月 (決定額) 円 |
| (給付月) 月 ~ 月 (決定額) 円 |
| (給付月) 月 ~ 月 (決定額) 円 |
| ※今回給付額の合計 円 |

(裏面に続く)

4 利用施設・事業等（預かり保育としての利用）

| 施設・事業名 | | 施設等の所在地 | 市使用欄 |
|--------|--|---------|---|
| (1) | <input type="checkbox"/> 利用(在籍)幼稚園の預かり保育の利用【有】 <input type="checkbox"/> 利用(在籍)幼稚園の預かり保育の利用【無】 | | <input type="checkbox"/> 併用 不可 <input type="checkbox"/> 併用 可 <input type="checkbox"/> 確認申請済 <input type="checkbox"/> 未確認 |
| (2) | | | <input type="checkbox"/> 確認申請済 <input type="checkbox"/> 未確認 |
| (3) | | | <input type="checkbox"/> 確認申請済 <input type="checkbox"/> 未確認 |
| (4) | | | <input type="checkbox"/> 確認申請済 <input type="checkbox"/> 未確認 |
| (5) | | | <input type="checkbox"/> 確認申請済 <input type="checkbox"/> 未確認 |

【申請・請求にあたっての留意事項】

- ・「認可外保育施設等の支払金額」は、在園している幼稚園等が次のいずれかにあてはまる場合にのみ給付の対象となります。各園の状況については毎年度更新されますので、市ホームページの預かり保育事業一覧※の「他施設等との併用」欄をご確認ください。
 <認可外保育施設等を併用する場合も無償化の対象となる場合>
 - ・幼稚園等が預かり保育事業を実施していない場合
 - ・幼稚園等で預かり保育事業を実施しているが、平日の開所時間(教育課程時間を含む)が8時間未満、または年間開所日数が200日未満である場合
 ※《市ホームページ》藤沢市(トップ)>健康・福祉・子育て>子育て>幼児教育・保育の無償化
 >【利用者の方へ】特定子ども・子育て支援施設等(幼児教育・保育の無償化の給付対象施設)について
https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/hoiku/kenko/kosodate/tokutei_kodomo-kosodate_list.html
- ・領収書及び提供証明書(ファミリーサポートセンター事業の場合には利用報告書)が添付されていない場合には、給付ができません。
- ・提出された書類に不備・不足がある場合には、すべての書類が揃ってから審査を行うため、給付時期が遅れる場合があります。
- ・各期の申請期日後に収受した申請書類は、次の期の給付として取り扱います。
- ・現況確認調査等で施設等利用給付2号認定又は3号認定の要件を満たしていないことが確認できた場合、遡って認定を取り消すことがあります。給付後に遡って認定が取り消された場合、その期間の給付費については返還が必要となりますので、ご了承ください。